

【6.6.0.3】特許調査における共通事項－出願前調査

特許出願を予定している技術がすでに公知であった場合、特許をとることはできない。そこで、出願する前に、出願予定技術に対する先行技術調査をすることがある。これが出願前調査であり、出願の要否を事前に判断したり、あるいは類似文献が見つければ、その文献によって特許性（新規性あるいは進歩性）が否定されないように請求項の内容を変更し、出願できる可能性がある。

なお、新規性の判断基準として、地域的な制限を有さない、いわゆる絶対新規性を採用している国が世界の趨勢を占めている。したがって、発見した先行文献の発行国がどこであるかということは問われないため、その技術分野が進んでいる（発見可能性が高い）国を調査すれば良い。

1) 基礎知識・準備編

出願前調査を行う場合、出願を予定している技術に近い文献を探す必要がある。このため検索項目として技術用語と特許分類（IPC、CPC など）とを組み合わせ使用するのが一般的である。KW 検索だけではノイズ（技術的に全く無関係な特許）が多く、良い結果が得られにくい。

どのような特許分類で検索したら良いかわからない場合には、調査対象の製品や技術の公報に付与された特許分類を参考にする方法、または独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」の特許・実用新案テキスト検索を利用して特許文献を検索し、HIT した複数の文献の中に高い頻度で現れる特許分類を確認する方法がある。さらに、J-PlatPat の「パテントマップガイダンス（PMGS）」でその特許分類の内容を確認し、正しい特許分類を選択して、海外の特許調査の特許分類検索に反映させるという方法もある。

技術用語の選択は、同義語・類義語、あるいは上位概念なども含め検討する必要がある。基本的には特許分類を軸に KW で絞っていくという方法で件数を絞り、調査を進めていく。

Point

出願しようとする技術内容に近い文献を見つけることが求められている。その文献の発行国は問われないため、その技術分野が進んでいる（発見可能性が高い）国を調査すれば良い。